

家族信託・個人による 活用事例

⑦

-財産管理権信託-



1.事例の概要

①相談者：A氏（45歳）東京都在住

②事例背景：

- A氏は**X社の創業者**→業績は良く株価は年々値上がりしている
- A氏は元配偶者B（40歳）と昨年離婚→**子C（10歳）はBが親権**
- A氏は子Cが未成年である間に自身が死亡した場合
→元配偶者Bに**財産管理権が移譲されることを懸念している**
- A氏は**最近D（34歳）と交際**→新たに子供授かる可能性・Dの連れ子を用紙に迎える可能性を考える
- A氏は**妹F（40歳）**がいる→**X社を手伝っている**



2.家族信託以外の対策例・その課題点

1.対策例①：家族信託以外の方法が利用できるのか？

- 現時点では財産の取得先が特定出来ず遺言も困難
- 現時点では対策を取ることが難しい

2.対策例①の課題点：

- ・上記の通り



相談者Aの財産状況

資産概要	金額
自宅マンション	評価額 5,000万円
X社株式	時価 8,000万円
預金等	2,000万円

3.家族信託を活用した提案

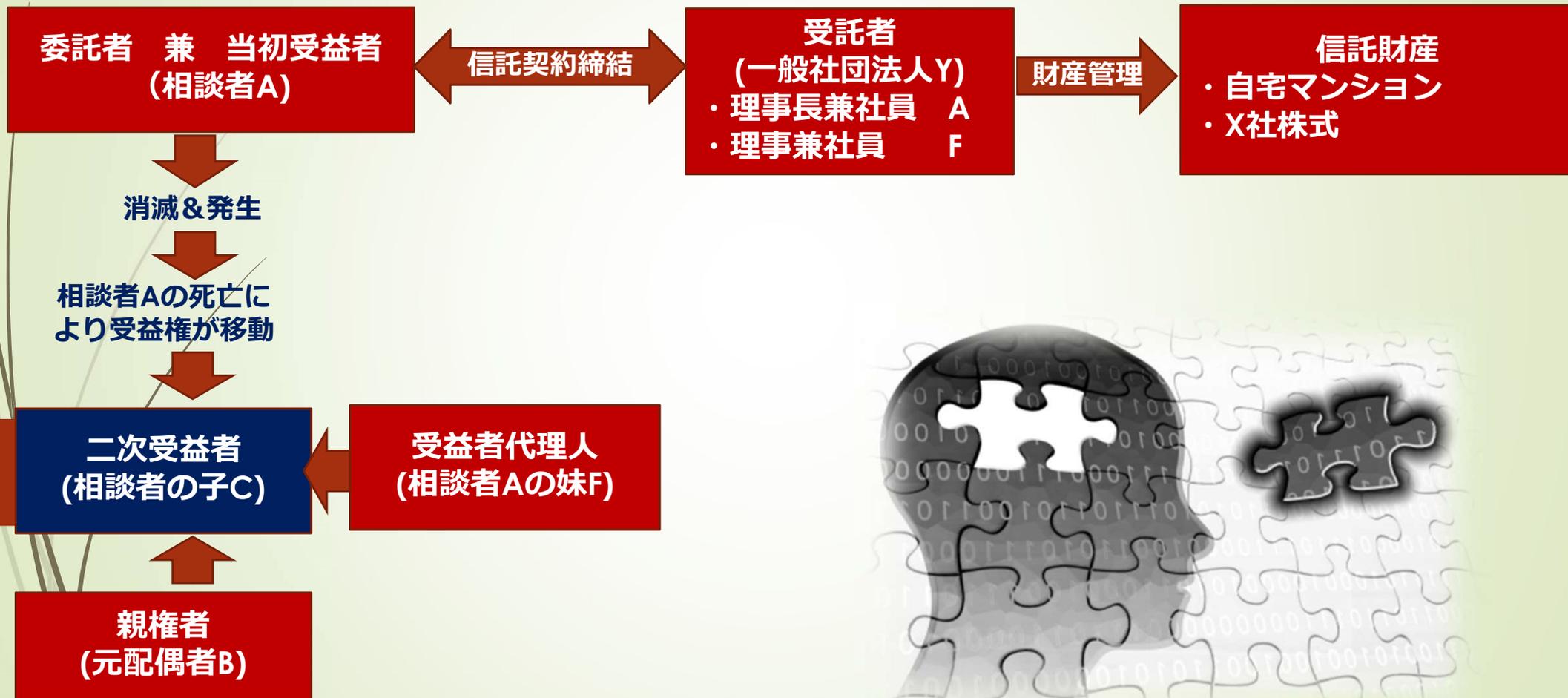
●対策例：A氏と妹F・子Cさんによる、家族信託契約を締結する

①具体的内容：信託契約の登場人物は以下の通りとする

- ・ A氏を委託者兼当初受益者とする
- ・ 新たに**一般社団法人Yを設立（A氏とF氏を社員・理事）し、Yを受託者とする**
- ・ 二次受益者を当初C、受益者代理人をFとする
- ・ **自宅マンションとX社株式を信託財産**とする家族信託契約を締結する



4.本事例のスキーム図



5. 家族信託を活用するメリット

① 不動産と株式が受益権化される・・・

- 「譲渡禁止・担保提供禁止」等々の、
- 「制限を付加」することが出来る

② 子Cが未成年者である間に受益権を得ても・・・

- 「親権者Bが管理」することになっても、
- 「勝手に処分・勝手に担保等」の行為が制限

③ A氏が再婚・再婚相手の子と養子縁組・・・

- 家族関係に変動があった際も、
- 柔軟に家族信託契約を変更して、対応することが出来る様になる

④ A氏が認知症・重病になっても・・・

- 「受益者代理人F」が、
- 的確に契約の変更等に対応してくれる仕組み作りが可能となる

相続対策・家族信託のタイミングはいつか？

◆問題の顕在化と対策のタイミング

